

広島県告示第三百七十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年七月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

山県郡北広島町

二 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二十九年九月一日	午後一時～午後四時	北広島町役場芸北支所
平成二十九年九月二日	午前九時～午前十一時三〇分	北広島町図書館（大朝文化セン ター）
	午後一時～午後四時	北広島町役場大朝支所
平成二十九年九月三日	午前九時～午前十一時三〇分	広島市農協久保角支店
	午後一時～午後四時	北広島町役場豊平支所
平成二十九年九月四日	午前九時～午後三時	北広島町役場本庁

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成二十九年九月一日～ 平成三十一年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会